

〈今回の募集からの主な変更点〉

○申請資格としての常勤・非常勤の取扱いの変更

申請時点での常勤・非常勤の別の記載を求めないこととしました。

これにより、電子申請システムで入力する申請書情報が以下の新) のとおり変更となっています。

⑮申請資格

旧) ⑮申請資格

- (1) 常勤研究者
- (2) 常勤研究者を志望する者

新) ⑮申請時点における身分

- (1) 我が国の大学等学術研究機関に所属する研究者
- (2) 我が国の大学等学術研究機関に所属する研究者を志望する者

⑯海外特別研究員終了後の進路

旧) 「⑮申請資格」欄で(2)該当する者のみ必須項目

新) 全申請者の必須項目

○申請内容ファイルの枠線の削除

申請内容ファイルの枠線を削除しました。

併せて、所定の余白の設定変更や既存の指示書き等の移動は不備と見なすこととします。ページ数の変更も引き続き不備と取扱います。詳細は申請書作成要領を必ず確認してください。

以上